

令和6年10月18日

第11回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第11回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年10月18日(金) 午後2時00分から午後2時43分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員

1番 石川 重彦	2番 菅野 一紀	3番 遠藤 康子
4番 菅野 正寿	5番 阿部 正彦	6番 安齋 秀明
7番 遠藤 伝栄	8番 菅野 秀和	9番 佐藤 美由紀
10番 佐藤 孝	11番 川口 美奈子	12番 松本 太
13番 橋本 政治	14番 斎藤 隆博	15番 佐藤 浩
16番 大内 和長	17番 齋藤 政治	18番 欠 員
19番 佐藤 勝則		

農地利用最適化推進委員

20番 三浦 一也	21番 大石 忠雄	22番 菅沢 政隆
23番 菅野 正信	24番 渡邊 一正	25番 安齋 菊雄
26番 國分 一重	27番 渡邊 孝彦	28番 大野 美和子
29番 佐藤 安弘	30番 菅野 佐太克	31番 根本 満
32番 本多 雅彦	33番 菅野 稔	34番 菊地 清吉
35番 佐藤 洋三	36番 佐藤 薫	37番 佐久間 栄吉
38番 菅野 哲雄		

4 欠席委員

農業委員

11番 川口 美奈子 委員

農地利用最適化推進委員

37番 佐久間 栄吉 委員

5 遅参委員

農地利用最適化推進委員

30番 菅野 佐太克 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第56号 現況確認証明申請について

第4 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第58号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第60号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画
(案)に対する意見について

第8 議案第61号 令和6年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見
書の提出について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 和子 農地係長 湯田 匡史 農地係 菅野 亮裕

8 会議の概要

議長（佐藤勝則）会長 委員会に先立ちまして委員の皆様申し上げます。

総会におけるマスク着用についてであります。着用は個人の判断となりますのでよろしくお願いします。また、携帯電話はマナーモード又は電源オフにされますようお願いいたします。なお、委員会での説明は簡潔にお願いします。

議長（佐藤勝則）会長 これより、令和6年第11回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後2時00分）

議長（佐藤勝則）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員18名中17名、推進委員19名中17名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、11番川口美奈子委員、37番佐久間栄吉委員から欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

なお、30番菅野佐太克委員から遅参の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（佐藤勝則）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただ

くことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（佐藤勝則）会長 それでは、8 番菅野秀和委員、9 番佐藤美由紀委員の両名を指名いたします。

議長（佐藤勝則）会長 日程第 2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（佐藤勝則）会長 異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。議案の個人情報につきましては、法令に基づき、適正に取り扱っていただきますようお願いいたします。

議長（佐藤勝則）会長 それでは、日程第 3、議案第 5 6 号 「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。議案書 3 ページをご覧ください。

議案第 5 6 号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 6 年 1 0 月 1 8 日提出 二本松市農業委員会会長 佐藤勝則。

番号 1、農地の所在、XXXXXXXXXX外 1 筆、登記地目・田・畑、現

況地目・原野、面積計2,982平方メートル。非農地の事由について、10年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号2、農地の所在、[REDACTED]外1筆、登記地目・田・畑、現況地目・田・畑、面積計1,440平方メートル。非農地の事由について、今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

番号3、農地の所在、[REDACTED]外1筆、登記地目・畑、現況地目・畑、面積計675平方メートル。非農地の事由について、今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

議案書4ページをご覧ください。

番号4、農地の所在、[REDACTED]外1筆、登記地目・畑・田、現況地目・原野、面積計887平方メートル。非農地の事由について、30年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（佐藤勝則）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

13番（橋本政治）委員 13番橋本です。議案第56号番号1番2番についてですが、所有者が同一人物のため続けて報告させていただきます。

まず、1番について10月2日午後1時30分より、農業委員佐藤浩さん、推進委員佐藤洋三さん、事務局から佐藤局長、筧崎さん、私の5名で現地を確認してまいりました。現状については事務局説明のとおり、長年耕作がされておらず、樹木も複数見られましたが、下草刈りなど丁寧な管理がされており、農地復旧が可能な状況でした。この土地自体は自宅の目の前の土地ということもあり、管理されていることから農地として現状のままでいいのではないかとということで一致しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

続きまして、議案第56号番号2番についてご報告いたします。10月2日午後1時30分より、農業委員佐藤浩さん、推進委員佐藤洋三さん、事務局から佐藤局長、筧崎さん、私の5名で現地を確認してまいりました。現状については事務局説明のとおり、長年耕作がされておらず樹木も複数見られ、藪の状態でした。この土地は牧草地の谷間で小川が流れているような湿地のため、農地復旧が厳しく非農地と判断せざるを得ないという意見でまとまりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

27番（渡邊孝彦）委員 27番渡邊です。議案56号番号3について調査報告をいたします。10月7日午前10時より、農業委員阿部さん、推進委員菅野さん、事務局長佐藤さん、事務局筧崎さんの5名で現地調査を行いました。当該農地は西側に水田、南側には畑があり、藤つる、荒地うり等の発生はある

ものの草刈りしてトラクターで耕起すれば耕作できる状況であり、非農地化することで周辺農地の営農への影響も懸念されることから、二本松市農業委員会非農地判定基準を満たさないと思いますので、非農地判定は出来ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

1 番（石川重彦）委員 1 番石川です。議案 5 6 号の番号 4 について調査の内容を報告いたします。10 月 2 日午前 10 時より、農業委員菅野正寿くん、推進委員佐藤安弘さん、事務局長、事務局宮崎さんと私 5 名で調査してまいりました。この土地は山になっており、もう見るからに原野という感じで道もありませんし、これは非農地ということでしょうがないなというふうに判断してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

1 3 番（橋本政治）委員 すみません。1 3 番橋本です。先ほど 1 番 2 番を説明させていただいたんですけども、1 番と 2 番逆に説明しておりました。大変申し訳ありません。1 番のほう为非農地判定ということで意見がまとまったものです。2 番に関しては現状のまま農地ということで意見がまとまりました。以上です。失礼しました。

議長（佐藤勝則）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（佐藤勝則）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議長（佐藤勝則）会長 議案第５６号について、原案のとおり番号１及び番号４の２件については非農地と判定、番号２及び番号３の２件については農地と判定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（佐藤勝則）会長 全員賛成ですので、議案第５６号、番号１から番号４については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（佐藤勝則）会長 次に、日程第４、議案第５７号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。議案書５ページをご覧ください。

議案第５７号農地法第３条の規定による許可申請について。

農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和６年１０月１８日提出 二本松市農業委員会会長 佐藤勝則。

番号１につきましては、譲受人の新規就農のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号２及び番号３につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

議案書６ページをご覧ください。

番号４につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の

要望を受け、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

番号5につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（佐藤勝則）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

34番（菊地清吉）委員 34番菊地です。議案第57号番号1と2について調査結果を報告します。

はじめに番号1についてですが、10月16日午前9時から譲受人の[]さん、松本太委員と私の3人で現地確認をしました。譲渡人の[]さんには電話にて議案内容に間違いがないことを確認しました。調査結果、議案内容に間違いなく許可適当と判断しましたので皆様の審議よろしく願いいたします。

次に番号2について報告します。10月16日午前9時45分から譲受人の[]さん、松本太委員と私の3人で現地確認をいたしました。譲渡人の[]さん、行政書士の[]さんには電話にて議案内容に間違いがないことを確認しました。調査結果、特に問題なく許可適当と判断しましたので皆様の審議よろしく願いいたします。以上です。

24番（渡邊一正）委員 24番推進委員の渡邊です。議案第57号の3番について調査結果を報告します。10月14日午前10時から川口委員とともに

に譲受人の[]さん立ち合いの下、現地を確認しました。内容は事務局説明のとおりなんですけども、そこに大木が真ん中に2本ほど立っていて、私は初めて現場を見たんですけども、川口委員は前にも何度か見ているようで、前はもっと樹木がたくさんあって、でもその樹木はみんな撤去され、一面一様、真ん中の樹木のところ以外は耕してあり、畑としてやむなく許可適当というふうに判断しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

14番（斎藤隆博）委員 14番斎藤です。議案57号番号4について説明申し上げます。譲渡人[]、譲受人[]ということで、昨日連絡を取り、現地を確認しました。譲渡人は福島在住なんですけど、相続人より取得しておった土地ということであります。譲受人は地元で田んぼ等中心にやっている方で経営規模もかなりの面積がございます。そんな中で無償移転ということで贈与ということで話がまとまったということであります。現況は川俣町のほんとに接する近くの口太川沿いの土地でありまして、そういうところがございますが、合わせて6反部近くということで3条の許可適当と考えます。以上です。

4番（菅野正寿）委員 4番菅野です。議案第57号番号5について調査結果を報告いたします。去る10月16日午前9時より、菅野哲雄推進委員とともに現地で確認をいたしました。譲渡人の[]さんの夫の[]さん、譲受人の[]さんの父親の[]さんの立ち合いの下、確認しました結果、当農地は[]さんの自宅の目の前の畑ということで、非常に便利もいいと

いうことで許可適当と判断いたしました。よろしくお願いします。

議長（佐藤勝則）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（佐藤勝則）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第57号、番号1から番号5について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（佐藤勝則）会長 全員賛成ですので、議案第57号、番号1から番号5については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（佐藤勝則）会長 次に、日程第5、議案第58号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。議案書7ページをご覧ください。

議案第58号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年10月18日提出 二本松市農業委員会会長 佐藤勝則。

番号１、今後の生活を考え、申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し、市道側溝へ排水します。農地区分について、申請地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第１種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号２、事後申請になります。昭和５２年頃に建築した車庫等が違反転用状態であることが判明したため、申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第２種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

（午後２時２３分　３０番菅野佐太克委員　入室）

議長（佐藤勝則） 会長　事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

１５番（佐藤　浩）委員　１５番佐藤浩です。議案５８号１について調査結果をご報告いたします。１０月の１５日午後１時３０分より、私と推進委員の根本満さんとで現地確認を行いました。申請人■■■■さんが日中はお仕事で立会できないということで代理人として■■■さんのお母さんに立ち会っていただきました。土地は母屋のすぐ隣で特に問題がなく許可適当と判断いたしました。皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

38番（菅野哲雄）委員 38番菅野哲雄です。議案58号の2番についてご報告をします。10月16日午前9時20分より、農業委員菅野正寿さんと今回申請人であります■■■■さん、3人で立ち会いました。昭和52年に事案発生しておりますが、その後今回相続案件で違法が見つかったということで申請の届けがありました。顛末書等いただいておりますので、今回の申請許可はやむを得ないと調査結果に至りました。以上です。

議長（佐藤勝則）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（佐藤勝則）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第58号、番号1から番号2について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（佐藤勝則）会長 全員賛成ですので、議案第58号、番号1から番号2については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（佐藤勝則）会長 次に、日程第6、議案第59号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。議案書 8 ページをご覧ください。

議案第 59 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 6 年 10 月 18 日提出 二本松市農業委員会会長 佐藤勝則。

番号 1、再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、申請地に計画します。

汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので第 3 種農地と判断されるものであります。

番号 2、申請地周辺で宅地の需要が見込まれるため、申請地に計画します。

汚水は市下水道へ排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので第 3 種農地と判断されるものであります。

番号 3、今後の生活を考え、申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し、市道側溝へ排水します。農地区分について、申請地は特定土地改良事業等を施行した農地であり、第 1 種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可できると判断されるものであります。

番号 4、事後申請になります。平成 6 年頃に建築した住宅の一部が違反転用状態であることが判明したため、申請します。汚水は合併浄化槽を設置し、市

道側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第２種農地と判断されるものであります。

番号５、事後申請になります。平成１２年頃に建築した住宅の一部が違反転用状態であることが判明したため、申請します。汚水は合併浄化槽を設置し、市道側溝へ排水します。農地区分について、申請地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第１種農地と判断されますが、申請地に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

続いて議案書１０ページをご覧ください。

番号６、一時転用になります。森林設備や木材の利用推進事業を行うため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（佐藤勝則）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

１２番（松本 太）委員 １２番松本です。議案５９号番号１について調査

内容を報告いたします。10月15日午前11時45分より現地にて行政書士の■■■■さんから、大石忠雄推進委員と私で調査を行いました。譲渡人の■■■■さん、譲受人の株式会社■■■■の■■■■さんからは電話で確認し、申請内容に間違いのないことでした。内容は事務局の説明のとおりで調査結果特に問題はないため、許可適当と判断いたしました。

続きまして、議案59号番号2について調査内容を報告いたします。10月16日午前9時30分より、現地にて行政書士の■■■■さんから菊地清吉推進委員と私で調査を行いました。譲渡人の■■■■さん、譲受人の株式会社■■■■さんからは電話で確認し申請内容に間違いのないことでした。内容は事務局の説明のとおりで調査結果、特に問題がないため、許可適当と判断いたしました。以上です。

26番（國分一重）委員 26番國分です。議案第59号3番について調査内容を報告いたします。10月12日午前10時、農業委員の川口さんとともに、また行政書士の■■■■氏立ち合いの下、現地の確認を行いました。譲渡人■■■■さん、また譲受人■■■■さんには川口委員が電話で確認を取りました。調査の結果、特に問題がないと思われますので許可適当と考えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

24番（渡邊一正）委員 24番渡邊です。議案第59号4番について調査内容を説明します。この物件なんですけども、譲渡人の■■■■さんが当時平成6年頃ですけど、宅地4件分を造成したわけですけど、譲受人の■■■■さん、道路

から奥の住宅でほんとは奥に2件建つところだったのが1件になっちゃって、2件で2メートル2メートルの道路を負担するわけでしたが、奥の方が別の場所に道路を作ったため、■■■■さんが3メートルだけ、使える分だけを譲り受けて1メートル残ってた分なんですけども、それからずっとそのままにしていたけども、転用もしてないし、顛末書も出ておりますので特に問題なく許可相当と思われますのでご報告します。すみません、10月14日午前10時30分から川口委員とともに、■■■■さん立ち合いの下で現地を確認いたしました。以上です。

17番（齋藤政治）委員 17番齋藤です。議案59号の5番について調査内容を報告します。10月13日私と推進委員の菅沢さんとともに、譲渡人の■■■■さんの息子さん、それから譲受人■■■■さん本人、現地にて事情を聞き取りしました。合わせて現地調査を行いました。内容につきましては、事務局説明のとおりです。背景としまして平成12年頃に申請者宅が火災に遭い、宅地替えを余儀なくされたということで、同じ居住集落内での宅地探しとなったということであります。顛末書の提出により、違反経緯も確認をいたしました。調査の結果として、今後の農地法遵守も確約していることから、今回の申請につきましてはやむを得ず許可相当と判断いたします。以上で報告を終わります。よろしくお願いします。

8番（菅野秀和）委員 8番菅野です。議案第59号6について調査の報告をします。内容は事務局説明のとおりです。10月15日に借受人の農業振興

課農林整備係の■■■■さんと連絡を取り、内容を確認しました。１６日に貸付人の■■■■さんの息子さんと連絡を取り、１７日に現地の確認をすることになりました。なお、■■■■さんは当日都合が合わないため、電話での確認で内容に間違いのないとのことでした。１７日の現地の確認は■■■■さんの息子さんと大野委員と私の３人で確認しました。来年４月までの一時転用とのことでは無いであろうとの結論となりましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長（佐藤勝則）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（佐藤勝則）会長　　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第５９号、番号１から番号６について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（佐藤勝則）会長　　全員賛成ですので、議案第５９号、番号１から番号６については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（佐藤勝則）会長　　次に、日程第７、議案第６０号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といた

します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 11 ページから 12 ページにかけてご覧願います。

議案第 60 号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求める。

令和 6 年 10 月 18 日提出 二本松市農業委員会会長 佐藤勝則。

今回の議案は、農地中間管理機構である「福島県農業振興公社」が作成した農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものです。なお、権利の設定を受ける者は■■■■■、農事組合法人■■■■■代表理事■■■■■となります。また、同法第 18 条第 5 項に係る貸付相手方に関する要件「農用地の全てを効率的に利用し耕作を行うと認められる」及び「必要な農作業に常時従事すると認められる」についても確認を求めるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（佐藤勝則）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（佐藤勝則）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第60号、番号1から番号3について、異議なしとすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（佐藤勝則）会長 全員賛成ですので、議案第60号、番号1から番号3については、異議なしとすることに決定いたしました。

議長（佐藤勝則）会長 次に、日程第8、議案第61号「令和6年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書13ページをご覧ください。

議案第61号令和6年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出について。

農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年10月18日提出 二本松市農業委員会会長 佐藤勝則。

議案書14ページをご覧ください。こちら令和6年度の農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の鑑表紙となります。また、15ページから18ページこちらが意見書の内容となります。なお、内容につきましては先月、9月の協議会にお諮りした内容となっておりますので読み上げのほうは割愛させていただきます。説明は以上です。

議長（佐藤勝則）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（佐藤勝則）会長 それでは採決いたします。

議案第61号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（佐藤勝則）会長 全員賛成ですので、議案第61号については、原案のとおり決定いたしました。

議長（佐藤勝則）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和6年第11回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告 午後2時43分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和6年10月18日

二本松市農業委員会

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員